

子どもの居場所としての「放課後子ども教室」

——その現状と課題——

“After-School Programs for Children” as a Place of Belonging: Current Situation and Issues

児童学科 請川 滋大
Dept. of Child Studies Shigehiro Ukegawa

抄 録 本研究では、「放課後子ども教室」は子どもの居場所となりうるのかという視点から、その現状と課題についての分析を行った。研究方法としては、まず始めに先行研究から放課後の子どもの居場所に関する問題点を探り、そこへ2008年に我々のグループで行った「放課後子ども教室」の調査から見えてきた実態を加え考察を行った。この調査は北海道、山形、東京の小学校におけるフィールドワークと、それらの学校を通して保護者に行った質問紙調査からなる。その結果、以下の課題が導き出された。1) 利用者が低学年児童に偏りがちである、2) 場所の提供だけではなくスタッフの児童への関わり方が課題である、3) 場所を提供する小学校との連携が重要となる。これらの課題について、今後その取り組みを検討していく必要がある。

キーワード：「放課後子ども教室」、子どもの「居場所」、小学校におけるフィールドワーク

Abstract This study investigated the current situation and issues around “after-school programs for children,” examining whether these programs could provide “places of belonging.” As a first step, we explored the literature and findings around the question of where children belong after school, and then discussed the situation we found in our 2008 study of after-school programs for children. As a next step, we conducted fieldwork in elementary schools in Hokkaido, Yamagata, and Tokyo, and surveys of parents of the students at these schools. The results demonstrated the following: 1) users of these programs tended to be children in lower grades; 2) in addition to simple provision of “a place,” the relationship between staff and children was an important consideration; and 3) program collaboration with the school providing the place was important. Further study is needed to address these individual issues in more detail.

Keywords : “after school programs for children”, “places of belonging” for children, fieldwork in elementary schools

1. はじめに

平成19(2007)年度にスタートした国の「放課後子どもプラン」は、文部科学省が中心になって行っている「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省が行っている「放課後児童健全育成事業」(以下、児童クラブ)を「一体的あるいは連携」して行うものとされる。これら2つの事業は、本来異なる目的を持って始められたものである。「児童クラブ」

の方は、一般的には学童保育と言われるものであり、児童の「生活の場」としての役割を持つものである。一方放課後子ども教室は、全ての児童が自由に活用することができる「全児童対策」としての活動の場であり、対象とする学年も児童クラブのように小学3年生までということではなく、小学6年生までを対象としている。

本研究では、これら2つの事業のうち「放課後子ども教室推進事業」を中心に取り上げ、放課後子

ども教室は子どもの居場所となりうるのかという視点から、その現状と課題について分析をしていきたい。研究方法としては、まず始めに先行研究から放課後の子どもの居場所（以下、アフタースクール^{*1}）に関しての問題点を探り、そこへ2008年に我々のグループで行ったアフタースクールの調査から見えてきた実態を加え全体的な考察を行うこととする。この調査は北海道、山形、東京の小学校におけるフィールドワークと、それらの学校を通して保護者に行った質問紙調査からなるものである。これらの結果から、今後の放課後子ども教室において配慮すべき点について検討していきたい。

2. 放課後子ども教室推進事業の経緯

「放課後子ども教室推進事業」は、文部科学省が平成16（2004）年度～18（2006）年度の3ヶ年行っていた「地域子ども教室」をその仕組みや内容を変更して、主に小学校の余裕教室を活用して行うようになったものである。そしてこの事業は、はじめに述べたように国が平成19（2007）年度より始めた小学生を対象にした放課後の総合的な計画である「放課後子どもプラン」の一部に組み込まれている。

さて、「放課後子ども教室」の原型となる「地域子ども教室」の趣旨について、文部科学省から出された「地域子ども教室推進事業について」という文書^{*2}から引用すれば、「地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの」（傍点引用者）となる。この趣旨には、「放課後や週末等」という記述からも分かる通り、放課後だけではなく週末の居場所づくりといった意味合いが込められており、それは2002年から始まった小中学校の完全週5日制の受け皿としての意味を強く持つものであった。実際にその3ヶ年の稼働状況^{*3}を見ると、土日だけの開催が2004年で38.8%、2005年で35.8%、2006年で31.1%となっている。さらに財務省が行った「平成17年度地域子ども教室推進事業について」の調査からは、週に1度だけの実施が全体の62.5%にのぼることが分かる。その点から見ても、地域子ども教室は日常的な子どもの居場所とはなり得ず、開催する行事を中心として集まる事業となってしまった感がある。そういった状況のもと、「子どもたちの安全で安心な活

動拠点づくり」を目指して始められたのが「放課後子ども教室推進事業」である。

3. 放課後子ども教室推進事業の目指すもの

放課後子ども教室の実施については、文部科学省生涯学習政策局と厚生労働省雇用均等・児童家庭局の両局長から出された『「放課後子どもプラン」の推進について』（2007）という文書がその根拠となる。ここではその文書から見える放課後子ども教室の姿について述べていきたい。

まず、別紙にある「放課後子どもプラン」の基本的な考え方の目的の部分に、このプランは「教育委員会が主導」してと記されている。この点、児童クラブを実施している実践者側には危機感を持って受け止められた。児童クラブ（学童保育）の側からのこのプランに対しての危惧は後ほどまとめてみたい。元々、このプラン自体が文部科学省と厚生労働省にまたがって行われている事業を統合するものだけに、各市町村においては教育委員会もしくは福祉部局のどちらかがリーダーシップをとって進めて行かなくてはならないものなのだが、この計画において教育委員会が主導ということが謳われたということになる。

次にこのプランの実施については、「原則として、すべての小学校区において」（傍点、引用者）子ども教室及び児童クラブを「一体的あるいは連携して実施する」（傍点、引用者）と明記された。この点に関して、「すべての小学校区」において「児童クラブ」を実施するとされれば、それほど大きな波紋を呼ばなかったであろうと思われるが、子ども教室及び児童クラブの両方を「一体的あるいは連携」して行うということが一種の危機感を持って受け止められた。とりわけ、放課後の居場所づくりについてこれまで長年の実績がある児童クラブを取りまとめる全国学童保育連絡協議会は、特に強い懸念を感じたようである。つまり、児童クラブは廃止され子ども教室と一体にされてしまうのではないかと、もしくは小学校の学外で行われていた児童クラブが学内に移動させられ、さらに教育委員会の主導となると現在の指導員はこれまで通りに雇用されるのか、といった具体的な問題が頭をもたげたのではないかと考えられる。こちらの懸念についても、後ほどその内容についてまとめていきたい。

さて、プランの実施については市町村に向けて以

下のような内容が示されている。先ほども記したようにこのプランは小学校内における実施が原則であり、「校庭、体育館、図書館、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な運用」も図るよう示している。このような運用上の点から、主導的な立場を福祉部局には置かず教育委員会としたのではないかと推測される。まだ放課後子どもプランが仮称だった平成18（2006）年5月9日に、当時の小坂文部科学大臣が厚生労働大臣との連名で本プランの創設について発表を行っている。そしてそれからまもない5月18日に、文部科学省の生涯学習政策局生涯学習推進課長が初等中等教育局のメールマガジン上に「放課後子どもプランについて説明を行っているが、そこには4つのポイントが書かれている。1つには教育委員会が中心となって児童クラブと子ども教室2つの事業を推進していくこと。2つめは、放課後子どもプランを「学校教育ではなく社会教育として位置づけること」を念頭においているということ。3つめが、プランの実施場所を「将来的にはできる限り活動場所を小学校に一元化していく」ということ。そして4つめが、今回提示されたのは基本的な方向性であるので今後具体的な制度については両省にて検討をしていくということであった。この中の、活動場所を「小学校に一元化」という部分に文部科学省の強い意志が見て取れる。小学校を活用する理由としては、「児童の安全を確保」という点と「学校の教職員との連携」をあげており、学校外の施設（児童館や公民館）などを利用したときよりもメリットが大きいように説明をしている。現時点ですですでに学校外での施設を用いて行っている児童クラブなどに対しては、すぐに小学校内に移動するようということではないが、今後新規に始める事業については基本的に小学校内の空き教室を使って行うべきということである。

全国の小学校区全てにおいて本プランを実施することを考えた場合、社会的資源としてこの小学校を用いるのが有効であるということは認めざるを得ない。少子化が進んでいる現在、各地域に小学校の空き教室が多数現れているのも事実である。ただ、各地域においてその実情は異なる部分もあり、小学校を使うよりも隣接している幼稚園を使った方がよい場合もあるだろうし、また市街地にある社会教育施設の方が子どもたちの集まりやすさや安全面を考えて望ましい場合もあるだろう。原則として小学校を

用いるということに対して反意を唱えるつもりはないが、このプラン自体が各地域のニーズをうまく吸い上げることが必要な設計になっている面から考えても、実施場所については弾力的な運用が必要ではないかと考える。

さてここで子ども教室が目指す姿をまとめておきたい。児童クラブについては児童福祉法第6条の2第2項に規定されているように、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの」（傍点、引用者）であるとされている。ここに示された「生活の場」というのが重要な点であり、「教育の場」である学校とは異なったより家庭に近い役割を持つ場であると言える。一方、子ども教室は「すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する」*⁴とあり、「活動拠点」＝居場所であることが示されている。この居場所という概念はどのようなものなのか。その解釈自体とても広く捉えることが出来るため、家庭のような生活の場であるとも考えられるし、学校における教室のような勉強や様々な活動のための拠点であるとも考えられる。各地域の取り組みによって居場所というものを考えていってもらいたいというのが文部科学省の狙うところかもしれないが、そのことによって居場所という場がぬえのように非常に捉えにくいものとなっている。子ども教室の目指す居場所という概念をどう捉えるかによって、その教室自体の在り方が大きく変わってくるだろうということをご指摘しておく。

4. 放課後子どもプランの受け止められ方

では、放課後子どもプランさらには子ども教室について、既存の児童クラブ側はどのように捉えたであろうか。最もよく目にするのは、放課後子どもプランに対する懸念、危機感である。黒田（2008）は児童クラブと子ども教室を一体的に実施するというプランについて、「留守家庭児童の発達保障を阻害する事業となる危険性がある」と警鐘を鳴らす。氏は児童クラブ（学童保育）、子ども教室（全児童対

策事業)双方が発展することを期待すると述べるが、「全児童対策事業は学童保育の代わりにはならないので、全児童対策事業に学童保育を解消させることは、子どもの施策としてたいへん問題」とあるという立場を明確にしている。文部科学省が一斉に両施設を一体化すると述べているわけではないが、それを先取りした形での懸念がこの文章に表れている。つまり、第2節に引用したメールマガジンの文書のように、「将来的には出来る限り」小学校へ一元化していきたいという文部科学省が示す方向性への問題意識であり、またその場が全児童対策と一体化することにより児童クラブの子どもたちの「生活の場」が踏み荒らされるのではないかとという危機感であろう。

児童クラブを活用するいわゆる留守家庭児童については、まず彼らに「生活の場」を保障することによって「在宅家庭児童と対等な立場に立つことができる」と黒田氏は述べる。さらに、「留守家庭児童に学童保育を保障せず、その児童の発達を保障しないで、全児童対策事業に参加させるとすれば、それは留守家庭児童に本当に必要な発達保障をしたことにはならない」とまで喝破する。こうして児童クラブそのものの法制上の不十分さ、指導員に対する専門職としての処遇についての規定のないこと、児童クラブを子ども教室に一体化しようとする自治体の責任を問い、これまでの児童クラブ(学童保育)の位置づけの弱さを指摘している。

次は子ども教室自体について問題視している訳ではなく、その実施場所を小学校で行うことを原則とするという文部科学省の方針に意義を唱えているというものである。増山(2008)は子ども教室の以前に行われていた地域子ども教室の取り組みを評価している。それは、学校というのは子どもの教育を担う一部であり、すべてを学校で抱え込むということに対して課題意識を持っているからである。子どもの生活する場所にすべて大人の目が届く必要はなく、子どもたちが「自由を選べる状況」が望ましいと訴えている。「放課後の取り組みは学校の中だけに持ち込まないで、地域の中で実施する方がよい」という言葉からは、氏の地域への期待が伺える。このように、放課後の時間まで子どもたちを学校内に留めておくことに対する違和感も、社会教育に軸足をおく人々を中心に存在する。

5. 放課後子どもプランの満足度

それでは、アフタースクールの取り組みに対して保護者はどう感じているのか。実際に行われているプランのどのような点に不満を持っているのかについてまとめていきたい。

的場(2008)は、2007年11月に小学生の放課後の過ごし方というテーマに基づき、小学生を子にもつ母親800名(有効回答数は780名)に対してアンケート調査を行っている。調査対象となった母親が就労している割合は約6割であった。全体のうち、アフタースクール施設を利用している者は全体の11.3%(88人)であったが、小学校1~3年生の結果に限ってみると、アフタースクール施設を利用している者は30.3%で、これは児童クラブを利用している全国的傾向に近い数値であるとしている。この調査から分かるのは、アフタースクール施設の利用は「学年が上がるにつれて」低下することである。それは児童クラブに限ったことではなく、全児童を対象としている子ども教室についても同様であった。この結果は、我々が行った調査(高橋ら, 2009)でも同様に表れている。

さて的場の報告で興味深いのは、各施設に対する満足度の違いである。児童クラブ^{*5}に対する満足度は「学習のサポート」「道徳心・社会性の育成」「人間関係を築く能力の育成」という項目において全児童施設^{*6}を上回っていた。一方、「受け入れ時間」と「親が負担する利用料」においては全児童施設の方がその満足度は高い。つまり、各施設においてそれぞれに示したような側面が充実していることであろう。例えば児童クラブならば、施設に来てまずは宿題に取り組むようルールを決めているところもあり、その点に関して保護者は満足しているようだ。全児童施設についていえば、利用料は徴収していないところがほとんどであるため、無料で使える安心して遊べる施設という捉えられ方が進んでいることであろう。

6. 札幌市N小学校における調査結果から

我々の調査(高橋ら, 2009)においても同様の結果が示された。図1は「施設を利用させたい、したいと思った理由」について保護者に尋ねた質問^{*7}の結果を図に示したものである。他の調査と同じように、「子どもが安心して遊べるから」という項目

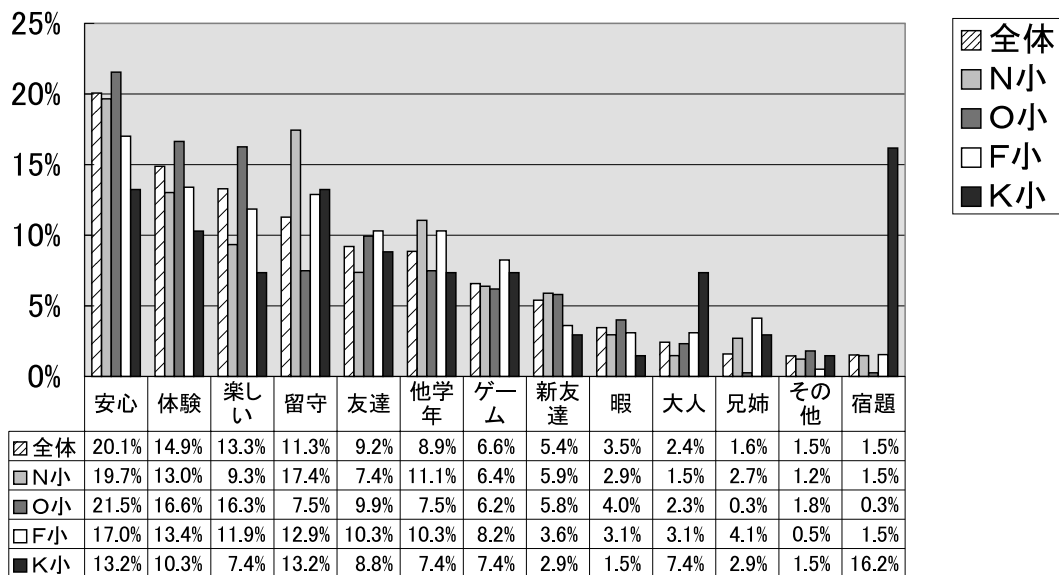


図1 施設利用の理由

がどの地域でも最も多く選択されている。しかし、それ以下の部分については各施設を取り巻く状況によって異なるようだ。

札幌市のN小学校では、「安心」に次いで高いのは「仕事などで放課後に保護者がいないから」という「留守」項目であった。これにはN小を取り巻く放課後施設が関係している。この小学校には元々児童クラブがなく、近くに児童クラブを実施しているような児童会館^{*8}も存在しない。そのため、小学校内の空き教室を利用して「ミニ児童会館」を運営し、放課後の子どもを受け入れる施設としてその役割を果たしている。札幌市としては現在、市内の全小学校区に児童会館もしくはミニ児童会館を配置し、放課後の子どもたちの居場所を確保しようと計画を進めているところである。今回調査対象の1つとしたN小校区内の「ミニ児童会館」もその施設の1つであり、留守家庭を対象にした児童クラブの側面と全児童が使える放課後の施設との両方の役割を兼ね備えているわけである。

このような「一体的」に運営している放課後施設の場合、その施設自体の魅力ということよりも、まずは保護者が安心して仕事に出られるようにして欲しいというニーズを充足しなくてはならない。例えるならば、保育所に入所できることが決まらなると安心して母親が働きに出ることができないと同様

である。そのため「安心」という項目が最も高く上がってくるものの、次には「留守」にしているという実情が表れてくる。こうして安心して留守にすることができるという必要最低限の条件が整った上で、保護者は次にどういった内容を施設に求めているのであろうか。こちらでも調査の結果から一部垣間見ることができるが、N小の場合には、「色々な体験活動ができそうだから」という項目と、「他の学年の子どもも一緒に遊べるから」という項目がその後続く。

7. 山形県K小学校における調査から

N小に見られた結果は、全国的にある1つの傾向をもったニーズとして表れてくるわけではない。いまだそのイメージが固定化していない全児童対策の子ども教室に関しては、各施設の取り組み方によって保護者の求めるもの、または今後充実させて欲しいものも変わってくるようだ。図2は、実際に放課後施設を利用した上で具体的に感じていることを尋ねた問いに対する結果を示したものである。

この中で山形県のK小の結果を見るとその特色がよく表れている。こちらでは「普段できないことができるから」という「非日常」項目の選択は非常に少なく、「地域の大人の人と遊んだり知り合いになれるから」や「勉強を教えてもらえるから」といっ

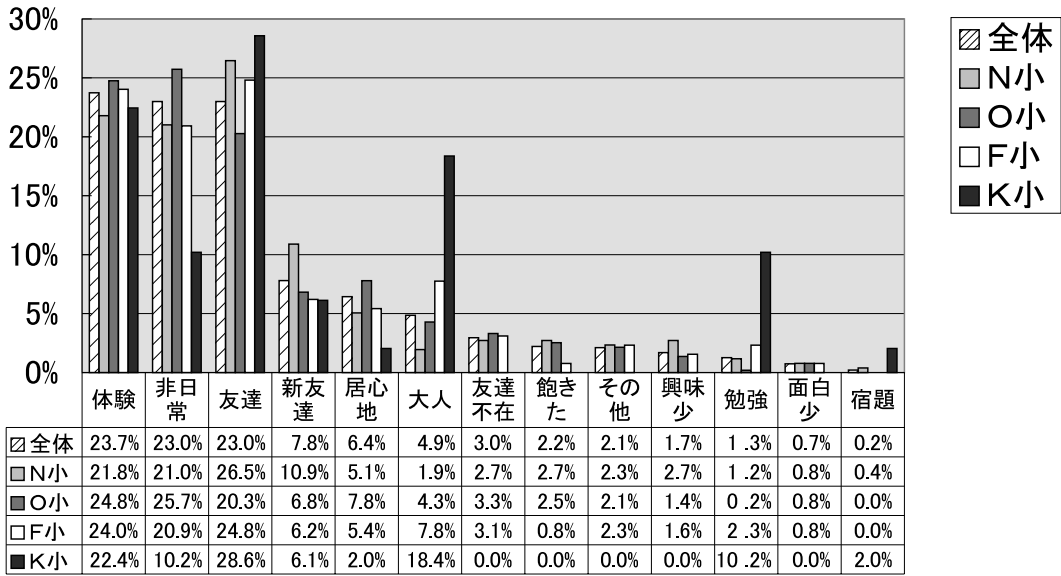


図2 利用で感じていること

たような日常的な活動の方がより高く選択されている。こちらの地域も札幌市のN小と同様に、元来児童クラブが存在しなかった。ところがニーズとしてはかねてより児童クラブを作って欲しいという要望はあったようである*⁹。そこでこの町では、子ども教室を児童クラブ的な役割を持つものとして立ち上げた。利用する児童は、小学校が終わると子ども教室の部屋へ移動し、「ただいま」と言って安全管理員に挨拶をしランドセルを置く。その後、宿題に取り組んでもいいし校庭などで遊ぶことも可能だが、児童が帰る時間までには何らかの形で宿題や勉強に取り組んでいる。また、一般利用の児童が帰ると残った子どもたちでおやつを食べる。安全管理員や他学年の子どもたちと楽しく話しながらおやつを食べている様子や、それぞれがグループに分かれて宿題に取り組む姿は、一般的な児童クラブを彷彿とさせる。K小の子ども教室は限りなく児童クラブに近い形で運営されており、そのため安全管理員である地域の大人たちとの関わりが充実していたり、また宿題に取り組んでいる様子が保護者に評価されたりしているようだ。保護者も子ども教室とはそういったものであると認識しているのではないだろうか。子ども教室の実践例は現在蓄積されつつあるところだが、いま実施されている子ども教室の内容が他地域のモデルとなることは十分考えられることで

ある。だからこそ、現在の子どもの教室の取り組みをどのように評価するかが重要であると考えられる。

8. 放課後の児童をどう捉えるか

傳馬（2008）は、児童館職員に対するインタビューを構造化しまとめている。まず、彼ら職員が子どもをどういったものとして捉え、どのような役割を果たすべきかについての発話を二次元の図に置き換えて分析をしている。その結果からは、「管理的な指導」という側面が強い職員や、「基本的生活習慣」の習得に重きを置く職員の姿が垣間見える。また回答の中では「非自発的子ども」をイメージしたものもあり、職員側が何かをしてやらなくてはという意識がある者もいるようだ。子どもの活動を拡張していくために、大人の側が働きかける（何かをしてやる）ことは必要だ。しかしそれは直接的な指導ということだけを指しているのではなく、子どもたちが何らかの活動に従事したくなるような「仕掛け」が必要だという意味においてである。この「仕掛け」は、環境的配慮と置き換えてもよいかもしれない。就学前の教育では以前よりずいぶん考慮されてきた内容である。傳馬が述べるように、「施設面が整えられたとしても子どもの主体性が確保されるとはいいがたい」のである。児童中心主義的に考えると、子どもたちは遊ぶ力を持っている、環境さえ整えれ

ば子どもたちは遊ぶものだとつい捉えがちである。子ども教室に関していえば、場だけを用意し大人はその名称の通り「安全管理」だけに気を配っているという施設も見られた。

今回、我々の本調査からは対象地として外したが、ある地方の小学校で行われていた子ども教室の例を紹介する。A町では元々、地域子ども教室への積極的な取り組みを行っており、公共施設を用いて年配の方々が子どもたちに昔遊びやわらじ作りを教えるといったことを続けていた。それが放課後子ども教室へとかわり、場を小学校へ移すことになった。これまでのようにイベント的に何か行事を組むというのではなく、毎日小学校において開設するということにコーディネーターは戸惑いがあったことであろう。学校の体育館を開放しており子どもたちは自由に使えるようになっていたが、安全管理員である大人たち（観察に行った日は年配の女性たち）は本当に安全面と出欠の管理のみに徹しており、体育館の入り口で子どもたちの出入りをチェックするのがその職務であった。数名の小学生が体育館でボールを使い遊び始めたが、我々が観察に来ているという違和感もあったのだろうか、しばらくするとその子どもたちまで帰ってしまい参加者がゼロという状態になってしまった。このような取り組みでは学校開放と何も変わらないか、もしくはその学校開放よりもよほど閑散とした状態であるだろう。

9. 居場所となるための条件

子どもたちの活動、もしくは遊びを大人として管理または指導する場合、最も気を配らなくてはいけないのが「安全面の確保」だというのはよく理解できる。ただあまりにもそこに力点を置きすぎると、本来児童館などアフタースクールの場で身につけさせようとしている子どもの社会性や自発性といったものがそぎ落とされてしまうことがひどく懸念される。ある程度の安全面の確保をした上で、いかに子どもたちの自発性を発揮させるか、それが放課後の時間には求められるはずだ。もしあまりにも管理的になりすぎるとすれば、一日の活動の中で子どもたちが自発的に物事に取り組む時間というのがより削られてしまうこととなり、学校とは違った時間を過ごすというアフタースクールの理念からも遠のいてしまう。極論すれば、放課後の時間まで大人の管理下に置くのであれば、その時間帯を子どもたち

のものとして返してもいいのではないかとさえ考えられる。そこに必要なのは、幼稚園教育のように大人（保育者）が教育的なねらいを持ちながらも「環境を通して」保育を行うかのごとく、放課後の時間は直接的な教育というよりも間接的な教育を行うという学校教育とは異なる視点である。学校という同じ場を使いながらも、小学校の教育課程とは異なる観点から子どもたちの活動する場を形成していく必要がある。

8.のA町の実態から分かるのは、子ども教室というものがいったい何を目標している場なのかという理解が広く世間に進んでいないという現実である。放課後の留守家庭児童を対象にした「生活の場」としての児童クラブではなく、かといって単なる学校開放でもない。すべての児童を対象に子どもたちの居場所を提供するのが子ども教室の理念である。しかし、何度も述べるがただ場所だけを提供すれば子どもたちはそこに居場所を作るのではなく、彼らが過ごしやすい居場所となるためのそれなりの仕掛けが必要なのである。

遊びを保障するための条件として、よく「3つの間」（三間）が必要と言われる。時間、空間、仲間というのがその3つであるが、先ほどの閑散とした子ども教室を例に取れば、時間と空間という間は確保されているものの、仲間が存在していないということになる。誰も遊びに来ない子ども教室には人は寄りつかない。子どもたちがあがる場所に集うのは、それなりの面白そうな活動が期待できるからであり、その面白そうな要素として大きな1つが「仲間」という要素である。子ども教室を開設するに当たっては、当然の事ではあるがアリのバイの場を用意すればよいのではなく、子どもたちが集まるような魅力のある「仕掛け」を用意してこそ生きた場となるのである。

10. 放課後子ども教室への期待

ここからはまとめとして、今後子ども教室の運営に関して望まれるべきことについて述べていきたい。筆者は基本的な前提として、小学校の空き教室を利用した子ども教室は児童クラブとは異なる役割を持った施設として必要なものであると考える。

まず1つめに、保護者の「放課後の子どもの生活への不安感を軽減」という点からである。社会全体の経済的な側面の閉塞感もあり両親ともに働き

に出る家族が多い。また様々な理由で母親だけもしくは父親だけで、つまり保護者1人で子どもを育てている家庭も少なくない。そうした場合、特に小学校低学年児童のケースでは子どもだけで留守番させることには不安がつきまとうため、歴史的に児童クラブというものが設置運営されてきた。ところが、このような放課後の子どもたちに対する不安といったものは働く保護者だけの問題ではない。いわゆる専業主婦家庭でも、子どもたちをどこで遊ばせるかというのは大きな問題となっている。児童クラブを活用している子どもたちはそちらへ行けることができるが、そうでない子どもたちは自宅に戻ったあとどこで遊んでいるか。自宅でゲームをして過ごすことも多いし、また自宅の前や近くの公園で遊ぶこともあるだろう。ところがかつてのように、子どもたちだけで外へ出して遊ばせる、子ども同士が約束をして誰かの家に遊びに行くということが大変やりにくい時代となってしまった。それは必要以上に不安感をあおるマスコミによる事件報道などもその要因の1つであろう。近所の公園で遊ぶ際にも、子どもだけで出かけるということは少なく、誰か安心できる大人がついているという監視の目がないと昨今の保護者の場合、まずは不安が先に立ってしまう。保護者にとって安心のできる場というのは、信頼のおける大人が存在する場所ということになる。それが学校であったり児童館であったりする。学校を用いる場合に放課後の時間までも教師に担当させる*¹⁰のは社会教育の意味からいって問題であり、そのようにすることは教師の責任を拡大しすぎであろう。学校という場を用いるにしろ、放課後の時間を担当するのは教師ではない大人の方がよいと考える。その方がより子どもの多面的な評価にもつながり、学校的な意味とは異なる部分での子どもの能力を認めるということにもなりはしないだろうか。

2つ目の子ども教室の存在意義は、留守家庭の児童だけではなく全児童にとって「楽しめる居場所が必要」という点である。児童クラブは「生活の場」であり、そこを活用する子どもたちにとっては心安らかに過ごせる居場所である必要がある。だが、もしそこが落ち着いた居場所ではないとしても、子どもたちはその場へ行かざるを得ない。いくら場がざわついていても落ち着かない場所であったとしても、児童クラブの子達は必ずそこへ行かなくてはならないのである。そうであるならば、せつかくの居

場所を居心地のよいものにしていくことが今後望まれるであろう。現在の児童クラブ運営に横たわる問題は、施設の狭小さ、定員をオーバーしている施設があることなどがあげられる。これらを児童クラブの側としては是非解決していつてもらいたい。しかし、その問題を子ども教室と一体化した運営で解消しようとする動きも見受けられる。児童クラブの方は定員があるために、定員オーバーの問題や待機児童の問題が常につきまとう。ところが子ども教室の方は定員という規定がないので、子ども教室を児童クラブと一体的に運営することにより一気に待機児童の問題が解消したように見えてしまうのだ。もしこのような目論見で一体的な運営をするのなら、それは児童クラブ、子ども教室どちらを利用する児童にとっても悪影響が大きいと言わざるを得ない。児童クラブを活用する子どもたちのためにはしっかりと「生活の場」を確保し、子ども教室に来る子どもたちにとってはいつでも行きやすい楽しめる居場所としてもらいたい。もし一体的に運営するのであれば、児童クラブには専用の教室を確保することで安定した場を提供し、子ども教室向けの部屋とは分けることが必要だ。そして、好きな遊びの時間などに子ども教室の方と連携しながら行うというスタイルが望ましい。放課後の時間をすべて同じ教室で実施することは、生活の場としても遊びの拠点としても場を作りにくくなり、非常に中途半端な部屋となってしまうだろう。

3つめの理由は、居場所の選択肢の一つとして学校という場を用いるのは活動の拠点として魅力的な施設が整っているという点からである。なぜ学校でなくてはいけないのか、学校の方が望ましいのかという点については以下のような理由による。まず小学校には、校庭、余裕教室、体育館など子どもにとって魅力のあるスペースが存在するからである。全国の小学校区で展開しようとするこのプランとしては、学校というどの地域にもある場を活用するのは効率的であろう。子どもたちにとっては小学校が集まりやすい場所にあり、またそこには子どもたちの活動をうまく誘発するような場所や教材も揃っている。新たに買いそろえるよりもこれらのものをうまく使いながら、放課後の活動拠点にしてはどうかと筆者は考える。もちろん小学校の他にも社会教育施設や幼稚園など、放課後に使えるような施設は各地域に存在する。そこは各地域の実情に応じて活用す

ればよいと考えるが、まずは小学校を活用してみるということを原則に考えてみてはどうか。そうした場合、異年齢の幼児や中学生、地域の人々との交流が薄れるのではないかとという危惧が出てくるだろう。しかし、小学校だから小学生と教師しか使えないということはないのである。そこに地域の人々、乳幼児や中学生が訪れてきても良い。そのためには教育委員会が、施設や安全管理に最大限の注意を払っている学校管理者である校長と、放課後に施設を借りるコーディネーターや安全管理員とがうまく連携を取れるよう調整していく役割を果たさなくてはならない。全国の小学校区に設置するというのを考えるのならば、児童が集まってくるのに小学校の学区というのはほどよい距離に存在する。かつて行われていた「地域子ども教室」のマイナス点は、その取り組み自体がイベント的だったという点と、お年寄りやスタッフに遊んでもらっているという児童の主体性のなさだと感じている。そうしないためには子どもたちが主体的に活動でき、かつ日常的に使える場が必要であるので小学校というのは面白い場になり得るのではないかと。

さて、小学校という場を活用する上で持ち上がってくる課題は、学校的な教育とは違うスタイルの学びの場をアフタースクールにおいて作らなくてはならないということである。泉（2009）は、スウェーデンの学童保育を紹介しながら、日本の放課後子どもプランへの意見を述べている。まず、日本の放課後対策については「ないよりはまし」という表現を使い、児童クラブについては「生活の場」としての条件整備が、子ども教室については人材確保の面で課題が残ると考察する。その上で、まずは児童クラブと子ども教室の両方が「地域にしっかりと根づくこと」が先決であると捉え、それが整った段階で全児童対策としての展望が開けてくるだろうと述べる。さらに子ども教室に関していえば、「地域住民の理解と協力」が必要であるという。

子ども教室は学校という場を用いるとしても、そのマンパワーは地域から募るのが望ましい。場を提供している小学校の教師とはそこに一線を引くべきである。なぜなら、放課後の時間と学業の時間で同じ場を使うことを前提とすると、そこに関わる大人が全ての時間において教師であることとなり「放課後の学校化」にならざるを得ないからである。文部科学省が子ども教室を「原則」小学校で行おうとす

ることに對しては筆者は基本的に賛成の立場をとると述べた。だがそれは、放課後の時間までも学校化することを狙ってのことではなく、場の活用や安全面の確保といった点からの賛意である。子どもが育つには、彼らを様々な側面から評価支援する場が必要だ。学校的な評価から離れた生活面、社会面からの評価がなされるような場が不可欠である。そのためにも、放課後の時間帯には学業の評価者（教師）とは異なった大人が入ることで、彼らの多面的な育ちというものを支えていってもらいたいと願う。

11. おわりに

最後に、現状の「放課後子ども教室」の課題について考えてみたい。1つめの課題は、「子ども教室の利用が低学年児童に偏りがち」ということである。その対策としては、高学年にも魅力のある活動を取り入れることであろう。本稿で紹介した札幌市のN小学校は高学年の利用も多い施設であった。それは、ミニ児童会館の館長がより多くのスポーツ活動を取り入れていることがその要因と考えられる。館長は元中学校の体育教師であったこともあり、積極的にボールを使ったゲーム*¹¹大会を企画していた。その大会の日は、登録している児童クラブの子どもたちの他にも一般来館の子どもたちがたくさん訪れるということだ。しかし、高学年の児童が頻繁かつ活発に場を使うようになると、スペースの状況によっては低学年児童の安全が確保できない場合がある。高学年と低学年児童では体の大きさもずいぶんと異なり、自ずと力に差も出てきてしまう。このような状況においては、低学年と高学年の活動の場をすっかり分けてしまうのではなく、互いに場を共有しながらある程度の安全を担保することが課題となる。山形県のK小では高学年の児童が低学年の子ども向けにルールを改変している様子が見られた。体育館で行っている野球の場面、人数が少ないので低学年児童も入れないとゲームは成り立たない。そういった状況で見られた光景である。高学年の子は手加減してボールを投げながら小さな子達に打たせるようにしていた。こういった子ども同士の相互作用が見られるようにするためには、人数や普段の子ども同士の関わり方といった問題がある。子どもの人数が多すぎるとこういった状況は生じにくいだろう。なぜなら、人数が多いときは自然に同学年、もしくは近い学年で遊ぶようになってしまうからだ。人数が

少なく、かつ異年齢児が混ざり合った状況下において、このような子どもたちとの間の工夫が見られる。遊びの工夫はある制約の下でこそ生じるものである。ともあれ、低学年から高学年までが楽しめる活動の拠点にするためには、利用者の人数に応じた活動の選択、教室以外の場所の活用など管理者側の工夫が必要である。「安全管理員」という消極的な名称ではなく、より積極的に遊びや活動について考えられるスタッフが求められる。そのためには今後、学校以外の場面における活動の指導者を養成していく必要もあるだろう。

2つめの課題は「学校との連携」ということである。上記でも述べたように、活動をダイナミックにするためには余裕教室だけでは自ずと限界が見えてくる。しかし、安全確保もしくは管理上の問題から校庭や体育館が使用できない子ども教室もある。体育館や校庭の使用などに関しては学校側との連携は欠かせない。安全問題の責任を擦りつけあうのではなく、学校の教師、子ども教室のスタッフが共に子どもの発達を支えるものとして協働していくことが必要だ。先にも述べたように、場を用意すれば子どもは活動するというものではない。幼児教育の視点からみると、スタッフの援助や支援という側面をより持ち込んでもよいのではないかと感じる。それは直接的な指導ということではなく、遊びや活動を引き出すような環境設定であったり言葉がけという部分においてである。アフタースクールに関わるスタッフには、学校教育での教育とは異なった学びが必要であろう。学校との連携という意味で元教員をスタッフに加えるのは良いが、実際に子どもとの活動を企画するに当たっては就学前教育や野外教育、学校教育でいえば生活科や総合的な学習について造詣の深い者の方がより適任なのではないだろうか。ゆくゆくは、放課後のスタッフを養成する学校や機関が表れてくることが期待される。

註

- * 1 汐見 (2009) は、冒険遊び場、児童館、学童保育 (「放課後児童健全育成事業」)、「放課後子ども教室」などを総称して「アフタースクール」と呼んでいる。それらアフタースクールの定義を、「制度化された教育 (学校教育) の後や休暇中に、子どもたちの育ちを支えるために行われる広義の教育活

動や場のことで、安心できる居場所づくりや豊かな体験と子どもたちの自立力の育成をめざして設置、展開されるもの」としている。

- * 2 地域子ども教室推進事業 H16～H18の実施状況
- * 3 財務省主計局 平成17年度予算執行調査資料 17.地域子ども教室推進事業
- * 4 文部科学省生涯学習政策局放課後子どもプラン連携推進室 放課後子ども教室パンフレット
- * 5 的場 (2008) では、「児童クラブ」ではなく「学童保育」としている。
- * 6 全児童施設は放課後子ども教室と同義ではなく、各自治体独自の全児童対策事業もその中に含まれる。しかし内容的に、その多くの部分は放課後子ども教室と類似したものである。
- * 7 高橋ら (2009) pp.151-158の質問紙を参照のこと。本質問は問10に該当する。
- * 8 札幌市では児童館のことを児童会館と称している。
- * 9 K小を担当する放課後子ども教室コーディネーターへのインタビューより
- * 10 我々の調査結果 (2009) の中で、自由記述に「放課後の時間も教師に見てもらいたい」という声もあった。地域の大人よりも教師の方が安心だという意見も当然あるだろう。しかし筆者としては、これ以上に教師の役割を拡大することには問題があると考え。子育てに関しては教師の役割、地域の大人の役割など、それぞれうまく分担しながら社会全体で担うべきではないか。
- * 11 N小では「天下」とよばれるボール遊びが人気であった。これはボールを持った者は誰にぶつけてもいいというドッジボールの変形タイプの遊びで、地域によって「かたき」とか「めっちゃぶつけ」と言われるものと同様の遊びである。

引用文献・URL

- 1) 泉 千勢：スウェーデンの学童保育—日本の「放課後子どもプラン」への展望—, 社会問題研究, 58, 1-12 (2009)

- 2) 黒田治男：学童保育の現状と課題—「放課後子どもプラン」に関わって—，創発：大阪健康福祉短期大学紀要，**7**，155-163（2008）
- 3) 汐見稔幸：子どものアフタースクールの現状アフタースクール—放課後の子どもたちの居場所のいま— 児童心理，**63**，2-12（2009）
- 4) 高橋健介・請川滋大・滝澤真毅・結城孝治・中川乃理子・中市朋美：全児童を対象とした放課後の居場所づくり事業のあり方に関する調査研究，平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書，財団法人こども未来財団（2009）
- 5) 傳馬淳一郎：すべての子どもたちが主役であるために，道北地域研究所年報，**26**，99-112（2008）
- 6) 増山 均：地域の子育てと「放課後子どもプラン」，よくわかる放課後子どもプラン，全国学童保育連絡協議会（編），ぎょうせい，東京，81-93（2007）
- 7) 増山 均：「保護者・地域との協働」で学校を変える，総合教育技術 2008年10月号，小学館，東京，14-15（2008）
- 8) 的場康子：小学生が放課後を過ごすための施設の充実に向けて，LifeDesign REPORT 2008.11-12，4-15（2008）
- 9) 放課後子どもプラン <http://www.houkago-plan.go.jp/>
- 10) 財務省 <http://www.mof.go.jp/index.htm>